

間々田中学校 いじめ対策アクションプラン

学校経営方針

生徒と教職員が夢や希望を語り合える学校づくり

～全教職員の学校経営参画の下、生徒指導を基盤とした教育活動の展開を通して～

生徒指導を基盤にし、集団づくりと個の伸長を通して、いじめを許さず、いじめに立ち向かう資質・能力、態度を身に付けた生徒の育成をする。

「学びに向かう集団づくり」と「生徒が意欲的に取り組む授業づくり」

生徒指導の3機能の充実：自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係

生徒のアクション

- ①いじめのない学級・学校づくりに努める雰囲気や態度づくり
- ②基本的生活習慣を身に付ける
- ③道徳や特別活動で互いの良さを認め合うなどの学び合い
- ④あいさつ運動への主体的な参加
- ⑤いじめゼロサミットに向けての話合い
- ⑥いじめ防止強調週間での活動
- ⑦人権週間での人権尊重の取組
- ⑧「間中しぐさ」励行

家庭・地域との連携アクション

- ①授業参観、運動会、間中祭、等での保護者との交流、連携
- ②部活動での保護者との連携、協力
- ③「あゆみ」(生活ノート)や学校・学年、学級だより等を通しての啓発や連携
- ④民生委員や自治会との連携
- ⑤小中合同あいさつ運動の推進、啓発
- ⑥テスト期間の下校指導
- ⑦間々田のジャガマイタへの参加・協力

教職員のアクション

～「いじめを絶対に許さない」と共通理解する～

<未然防止の取組>

- ①生徒の自主性・主体性を伸ばし、自主・自立(律)の精神を培う。
- ②分かる授業の展開に努め、学力向上を図る。
- ③心の教育の充実を図り、道徳、特別活動で集団づくりと個性の伸長を図る。
- ④小中連携を通して他を思いやる心を育む。
- ⑤生活習慣の確立と規範意識の高揚に努める。
- ⑥学校行事を通して人権感覚を身につけ、望ましい集団づくりを行う。
- ⑦各種便りを通して家庭や地域への啓発活動を行う。
- ⑧情報通信機器の利用の仕方と情報モラル教育を推進する。

<早期発見の取組>

- ①些細なことでもいじめの疑いをもち、適切に関わる。
- ②Q-Uの結果を共通理解し、有効活用する。
- ③調査、アンケート結果から現状を把握し、早期発見と情報の共有に努める。
- ④教育相談を定期的実施し、生徒の変化を把握する。
- ⑤「あゆみ」(生活ノート)を活用し、生徒や保護者との信頼関係づくりに努める。
- ⑥生徒の日常の言動に耳目を傾け、早期発見に役立てる。

<校内研修の充実>

いじめ認知や適切な初期対応、教職員の人権意識の高揚に関する職員研修の実施

<いじめへの措置>

- ①「いじめ問題対策委員会」で組織的に対応する。
- ②いじめられた生徒を守り、教育的配慮の下、関係生徒に指導・支援を行う。
- ③いじめた生徒から事実関係を確認し、学校と保護者が連携して以後の指導を行う。
- ④必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関と連携し指導にあたる。